

令和8年度 青森県県土整備部優良工事表彰

工事の概要

県土整備事務所長表彰

工事名	塔ノ沢山2号区域急傾斜地対策工事		
受注者名	笹倉建設株式会社		
工事場所	上北郡東北町字上笹橋地内	請負代金額	40,161,000円
工期	令和7年7月23日～令和8年3月31日	成績評定点	86点
完成年月日	令和8年3月23日	推薦公所	上北県土整備事務所
主任（監理）技術者	遠島 武臣	総括監督員	野宮 一宏
工事内容	法面工 1式 排水構造物工 1式	主任監督員	伊賀 隆幸
	地下水排除工 1式 付属物設置工 1式	監督員	鴨澤 明志

推薦理由

本工事は、上北郡東北町字上笹橋地内において令和6年8月の豪雨により斜面が崩落し、斜面下の温泉施設に土砂が流入する被害が発生したことから、再度災害防止のために実施した工事である。
工法はフリーフレーム＋グラウンドアンカーにて斜面の安定を図り、端部の地山擦り付け部についてはモルタル吹付で侵食防止を図っている。
当該斜面の法尻からは常時伏流水が湧き出て不安定な状況であったことから、温泉施設へ再度土砂が流出しないよう、応急的な崩落防止対策を行い、併せて防護柵基礎工裏に排水ドレーン工を施工することで安全性を確保し、無事工事を完了させることが出来た。
また、現場作業が温泉施設の営業に支障とならないよう、経営者とのコミュニケーションを密にし、寄せられた要望に真摯に対応したことで、円滑に作業を進めることが出来た。
以上、「困難な自然的、社会的条件を克服して工事等を完成させ、優れた成果をあげたもの」に該当することから、青森県県土整備部優良工事に推薦するものである。

工事写真等

着手前

完 成



受賞コメント

この度は、青森県県土整備部優良工事表彰を賜り、誠にありがとうございます。
本工事施工にあたり、ご指導いただきました監督職員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位の皆様には心から深く感謝とお礼を申し上げます。
今回の受賞を励みとし、更なる技術力・品質の向上と地域社会の発展に貢献できますよう努力してまいります。
今後とも、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



代表取締役
本間 正信



主任技術者
遠島 武臣

令和8年度 青森県県土整備部優良工事表彰

工事名

塔ノ沢山2号区域急傾斜地対策工事

受注者名

笹倉建設株式会社

推薦工事及び受注者の概要

工事成績評定 第1号様式における評価状況

3.出来形及び出来ばえ	評価者	監督員	検査者
	I.品質	b	b
	II.出来形	a	a
	III.出来ばえ	-	b
全体	d, e評価の有無	■なし □あり	
7.法令順守における減点		■なし □あり	

以下の欠格要件について

■該当しない □該当する

- ・受注者が青森県建設業者等指名停止要領に基づく指名停止又は文書注意を令和7年7月1日以降に受けた
- ・受注者が建設業法による営業停止処分を受け、令和7年7月1日以降に営業停止期間がある
- ・受注者の令和7年度完成工事の工事成績評定点の最低点が65点未満

その他説明資料

○斜面湧水対策



土砂の流動化状況



仮設簡易土留め設置状況



ドレーン材設置状況

○地元(温泉施設)要望対応



浴室から現場の状況が丸見えになるため、工事着手前に目隠しのためのシートを設置



温泉建物に向かって伸びていた雑木の枝を伐採

令和8年度 青森県県土整備部優良工事表彰

工事の概要

県土整備事務所長表彰

工事名	国道394号橋梁整備（（仮）ニッ森川橋）工事		
受注者名	株式会社工藤組		
工事場所	青森県上北郡七戸町字鉢森平地内	請負代金額	206,206,000円
工期	令和7年4月16日～令和8年3月25日	成績評定点	85点
完成年月日	令和8年3月24日	推薦公所	上北県土整備事務所
主任（監理）技術者	上野 士児男	総括監督員	相馬 良壘
工事内容	橋梁下部工 N=1.0基、法覆護岸工 N=1.0式、仮設工 N=1.0式	主任監督員	石澤 徹
		監督員	飯田 芳子

推薦理由

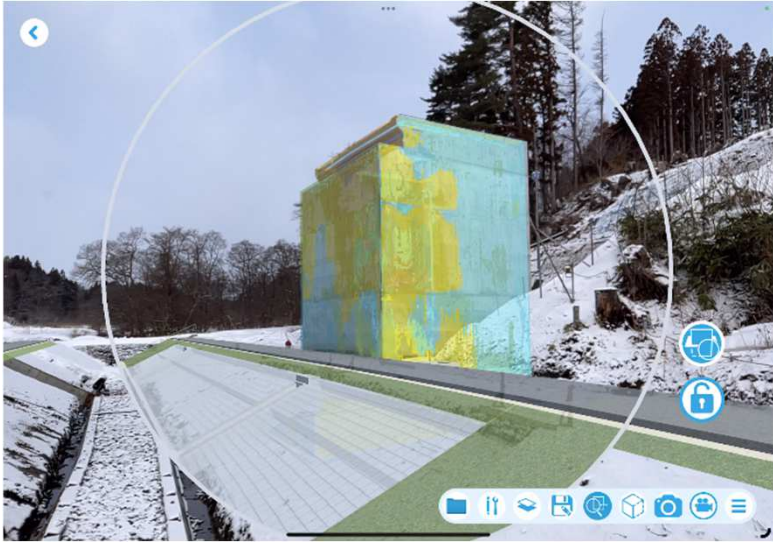
本工事は、一般国道394号におけるバイパス（榎林バイパス）整備事業のうち、（仮称）ニッ森川橋のA1橋台及び護岸等を整備したものである。

当工事では、受注者よりICT施工の提案があり、構造物工（A1橋台）及び作業土工（床掘）においてICT建機を使用した施工・出来形計測を実施し、作業の効率化を図り生産性向上に寄与した。

また、BIM/CIMの活用についても受注者から提案があり、ARを活用した作業計画検討や施工状況の把握、VRを活用した安全教育を行い作業員に死角になりえる箇所の注意喚起等を行い、現場管理の効率化と安全性の向上を図った。

以上、「工事等に関し新技術や新工法の活用、省力化等の創意工夫に努め、生産性向上に特に顕著な成果をあげたもの」に該当することから、青森県県土整備部優良工事に推薦するものである。

工事写真等



受賞コメント

この度は、栄誉ある青森県県土整備部優良工事表彰を賜り、誠にありがとうございます。この度の受賞にあたり、ご指導賜りました監督職員の皆様はじめ、工事にご協力いただきました関係各位の皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

今回は、最先端技術のBIM/CIMの活用を提案し採用してもらい、可視化により施工の高度化、事故リスクの低減ができ、無事故無災害で工事を完工する事ができました。

今回の受賞を励みに、今後も地域社会の発展と安全に貢献できるような会社を目指し頑張りたいと思いますので、今後とも監督職員の皆様はじめ、関係各位の皆様の更なるご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
番場 宗幸



監理技術者
上野 士児男

令和8年度 青森県県土整備部優良工事表彰

工事名

国道394号橋梁整備（（仮）ニッ森川橋）工事

受注者名

株式会社工藤組

推薦工事及び受注者の概要

工事成績評定 第1号様式における評価状況

3.出来形及び出来ばえ	評価者	監督員	検査者
	I.品質	b	a'
	II.出来形	a	a'
	III.出来ばえ	-	b
全体	d, e評価の有無	■なし □あり	
7.法令順守における減点		■なし □あり	

以下の欠格要件について

■該当しない □該当する

- ・受注者が青森県建設業者等指名停止要領に基づく指名停止又は文書注意を令和7年7月1日以降に受けた
- ・受注者が建設業法による営業停止処分を受け、令和7年7月1日以降に営業停止期間がある
- ・受注者の令和7年度完成工事の工事成績評定点の最低点が65点未満

その他説明資料



令和8年度 青森県県土整備部優良工事表彰

工事の概要

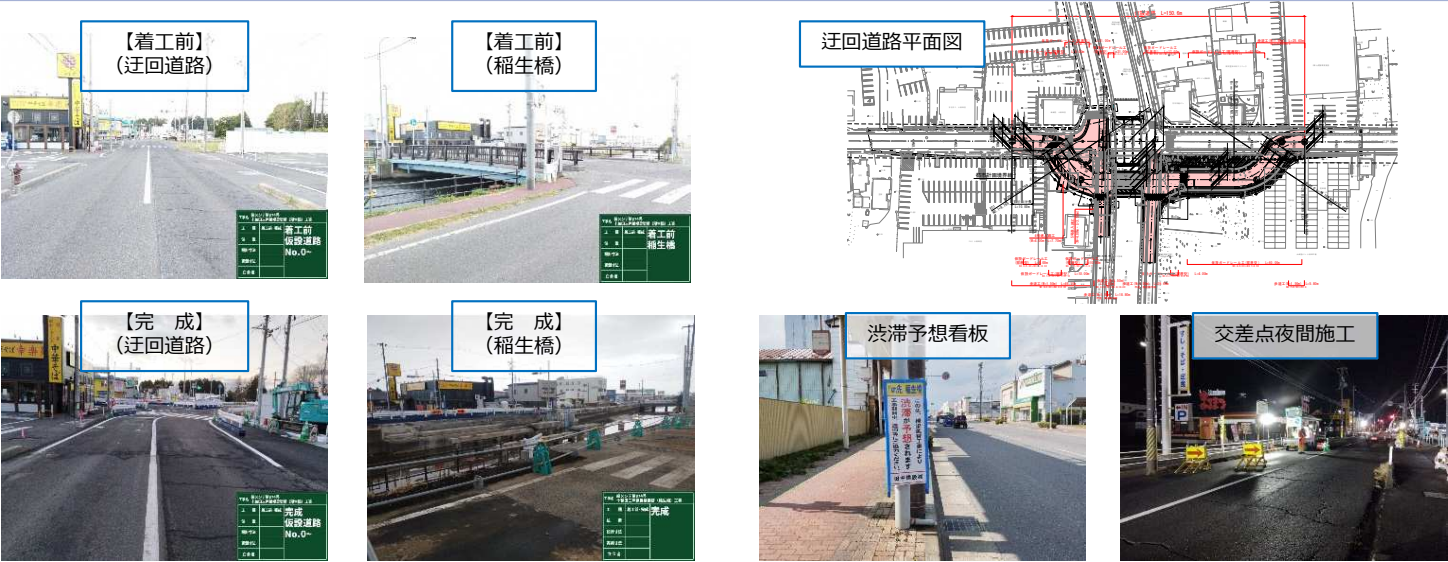
県土整備事務所長表彰

工事名	十和田三戸線橋梁架替（稲生橋）工事		
受注者名	田中建設株式会社		
工事場所	十和田市稲生町地内	請負代金額	125,620,000円
工期	令和7年7月4日～令和8年3月31日	成績評定点	85点
完成年月日	令和8年3月27日	推薦公所	上北県土整備事務所
主任（監理）技術者	太田 憲人	総括監督員	相馬 良璽
工事内容	道路土工N=1式、排水構造物工N=1式、構造物撤去工N=1式、舗装工N=1式、区画線工N=1式、道路付属施設工N=1式、雑工N=1式、仮設工N=1式	主任監督員	石澤 徹
		監督員	飯田 芳子

推薦理由

本工事は、主要地方道十和田三戸線「稲生橋」の橋梁架替工事に伴う、迂回道路の造成及び旧橋撤去を行う工事である。
当該場所は、交通量の多い十和田三戸線と市道4本が絡み合う変則的な交差点であり、支障物の移設調整が必要であるほか、現道より約60cm舗装高さを上げる必要があった。そのため、支障物管理者と工程の調整を何度も行い、工程遅延の無いように図った。迂回路交差点の施工では、交通規制に伴う渋滞が予想されたため、1km手前から渋滞予想の工事看板を設置することにより、通行車両へ迂回等の協力を図ったほか、夜間施工とし交通渋滞を抑制した。
また、施工場所周辺は、商業施設及び住宅密集地であり、商業施設利用者や通学路線であるため、周辺の各戸に工事情報を記したチラシを配布し理解を求めたほか、歩行者誘導員を専属に配置することにより道路利用者を安全に通行させることに留意した。
以上、「困難な自然的、社会的条件を克服して工事等を完成させ、優れた成果をあげたもの」に該当することから、青森県県土整備部優良工事に推薦するものである。

工事写真等



受賞コメント

この度は、栄えある青森県県土整備部優良工事表彰を賜り、誠にありがとうございます。
今回の工事は、交通量の多い変則的な交差点であり、支障物件の移設調整や交通規制に伴う交通渋滞の緩和が課題でしたが、監督職員並びに関係機関の皆様による御指導のほか、工事関係者や商業施設、地域住民の皆様の御協力により、交通規制渋滞を抑制することができました。
今回の受賞を励みに、安全第一を念頭に、地域社会の発展に貢献できるよう社員一同精進して参ります。
今後とも、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長
田中 大文



監理技術者
太田 憲人

令和8年度 青森県県土整備部優良工事表彰

工事名	十和田三戸線橋梁架替（稲生橋）工事
受注者名	田中建設株式会社

推薦工事及び受注者の概要

工事成績評定 第1号様式における評価状況			
3.出来形及び出来ばえ	評価者	監督員	検査者
	I.品質	b	b
	II.出来形	a	a'
	III.出来ばえ	-	b
全体	d, e評価の有無	■なし □あり	
7.法令順守における減点		■なし □あり	

以下の欠格要件について

- 該当しない □該当する
- 受注者が青森県建設業者等指名停止要領に基づく指名停止又は文書注意を令和7年7月1日以降に受けた
 - 受注者が建設業法による営業停止処分を受け、令和7年7月1日以降に営業停止期間がある
 - 受注者の令和7年度完成工事の工事成績評定点の最低点が65点未満

その他説明資料

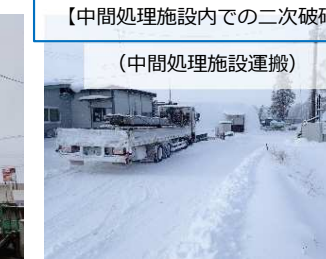
不測の支障物を早期発見、積極的に関係官庁と調整・協議等を行った。また、支障物の移設の遅れに伴い、施工場所が連続で施工できなかったが、支障のない範囲をその都度移動して施工するなどして、交通切替日に間に合わせた。十和田市のイベント（秋祭り、灯ろう流し）開催時には、施工場所が会場の一部となるため、イベント主催者と打ち合わせを行い、現場開放時の要望に応えるよう工程管理を行った。



市内でも一番交通量が多い交差点における工事であったが、交通渋滞回避のため、公共交通機関や隣接商業施設とコミュニケーションを図り、また、民地の借用による交通規制回避や夜間施工をするなど、道路利用者への影響を抑制した。また、歩行者に対しても、昼間は歩行者専用誘導員の配置、夜間は視認性の良いLEDライトを使った保安灯を多数配置し、工事箇所を明確にすることで第三者災害の防止に努めた。



構造物取壊し時における、大型ブレーカーの騒音・振動が、地域住民の生活環境への影響が懸念されたため、施工方法を協議し、現場打ち水路をコンクリートチェーンソーにより分割切断したのち撤去、橋梁上部工撤去では、床版を大割ブロックに分割撤去したのち、中間処理施設と協議し、施設内で二次破碎を行う事により、騒音・振動の発生を抑制した。



令和8年度 青森県県土整備部優良工事表彰

工事の概要

県土整備事務所長表彰

工事名	三沢海岸維持工事		
受注者名	有限会社中村建設		
工事場所	三沢市字浜通地内	請負代金額	107,712,000円
工期	令和7年6月18日～令和8年1月13日	成績評定点	85点
完成年月日	令和8年1月13日	推薦公所	上北県土整備事務所
主任（監理）技術者	内沢 央教	総括監督員	野宮 一宏
工事内容	海岸土工 1式 護岸工 1式 護岸基礎工 1式	主任監督員	伊賀 隆幸
		監督員	小野 道也

推薦理由

本工事は、三沢海岸の既設堤防において、裏込め材の流失により沈下した海側の被覆ブロックを補修する工事で、現況地盤線を基に根入れを十分に確保するとともに、ブロック背面にかごマットを敷設することで裏込め材の移動を制限し、再度被災防止を図るものある。

当該箇所は太平洋に面した現場であり、尚且つ前浜が少ないことから、風浪等による手戻り作業が工程管理上の懸念であった。そのため、仮締切の補強や、常時波の状況を把握するための現場カメラの設置、省力化登録資器材活用による作業工程の短縮などの工夫を重ね、無事工期限内に完成させたものである。

以上、「困難な自然的、社会的条件を克服して工事等を完成させ、優れた成果をあげたもの」に該当することから、青森県県土整備部優良工事に推薦するものである。

工事写真等

ブロック沈下状況



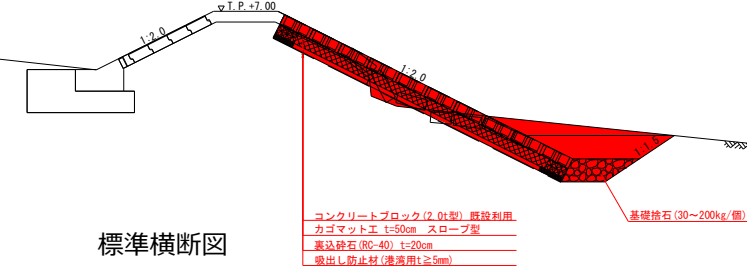
裏込め流失状況



完 成



標準横断面図



コンクリートブロック (2.0t型) 既設利用
かごマット E t=50cm スロープ型
裏込め砕石 (RC-40) t=20cm
吸出し防止材 (標準用 t=5mm)

基礎砕石 (30~200kg/個)

受賞コメント

この度は、栄誉ある青森県県土整備部優良工事表彰を賜り、誠にありがとうございます。受賞にあたり、ご指導いただきました監督職員の皆様に心より感謝申し上げます。また、厳しい作業環境の中、ご尽力いただきました工事関係者の皆様にも、改めて御礼申し上げます。

今回の受賞を励みに、これからも高品質で長期耐久性に優れたインフラ整備に努めてまいります。地域の発展に少しでも貢献できるよう精進してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



代表取締役
中村 陽平



監理技術者
内沢 央教

令和8年度 青森県県土整備部優良工事表彰

工事名

三沢海岸維持工事

受注者名

有限会社中村建設

推薦工事及び受注者の概要

工事成績評定 第1号様式における評価状況

3.出来形及び出来ばえ	評価者	監督員	検査者
	I.品質	b	a'
	II.出来形	a	a'
	III.出来ばえ	-	c
全体	d, e評価の有無	■なし □あり	
7.法令順守における減点		■なし □あり	

以下の欠格要件について

■該当しない □該当する

- 受注者が青森県建設業者等指名停止要領に基づく指名停止又は文書注意を令和7年7月1日以降に受けた
- 受注者が建設業法による営業停止処分を受け、令和7年7月1日以降に営業停止期間がある
- 受注者の令和7年度完成工事の工事成績評定点の最低点が65点未満

その他説明資料

仮締切の補強



控え矢板の設置

現場カメラの設置



ソーラー電源カメラ

省力化資器材の活用



大型土のう製作器



余剰消波ブロックによる洗堀防止



現場事務所での監視



かごマット用鋼製型枠